

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年4月ごろから、A市内の姉の嫁ぎ先で姉夫婦と同居していた。姉が同年6月に長女を出産した後は、主に、その子の世話をして暮らしていた。

その当時、何度も姉の家に来ていた集金人に「国民年金は強制です。」と言われたので、私は、国民年金に加入し、その集金人に保険料を納めていた。

当時の保険料は100円だったが、私には収入が無く、姉や近くに住む両親からもらう小遣いで保険料を払っていた。また、当時の国民年金手帳は、昭和40年に結婚してB市に引っ越した際に無くしてしまった。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(198か月)の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の姉は、申立期間当時に申立人には収入が無かったため、姉自身や両親が申立人の国民年金保険料を負担していたことを証言しており、申立人の主張の信ぴょう性が高いことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年3月17日に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付することが可能であるため、納付意識の高い申立人が、国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を集金人にまとめて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの期間及び63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで
② 昭和63年3月

私は、中学卒業後、学校に通うためA市B地区の伯父の家に住んでいて、学校卒業後は勤務していたが、昭和44年7月に独立し、C地区で店を始めた。そのころ、将来を心配した両親に勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、ずっと国民年金保険料を納付しており、ある時期からは口座振替にした。

年金を受給するに当たって、保険料の未納期間があることを知ったが、これまできちんと納付していたと思っていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間(計4か月)を除き、60歳までの国民年金加入期間(476か月)に国民年金保険料の未納は無く、付加保険料の納付及び前納も行っているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、市役所の収滞納一覧表によると、当該期間の直前の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付書により、当該期間の直後の同年7月以降の国民年金保険料は口座振替によりそれぞれ納付されていることが確認できるため、申立人は、申立期間①(3か月)の間に口座振替の手続を行ったものと考えられる。この場合、仮に、口座振替への切替手続が申立期間①の国民年金保険料の振替に間に合わなかったとしても、市役所では、振替不能の場合は翌月に納付書を送っていたこと、及び現年度中に納付が確認できなければ翌年度に社会保険庁へ進達し、過年度納付書が作成されるとしており、申立人は納付書による保険料の納付が可能であったとみられる

ことから、納付意識の高い申立人は、後日送付されてきた納付書により当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録により、昭和63年7月7日に過年度納付書が作成されていたことが確認でき、上記のとおり、納付意識の高い申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は、昭和35年10月に、当時住んでいたA県で国民年金の任意加入の手続を行い、結婚を機にB市に転居してから、36年4月分以降の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していた。

保険料をすべて納付していたものと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初(昭和36年4月)から国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間(3か月)の前は92か月、後は201か月と長期にわたり国民年金保険料を納付している上、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から同年12月まで

夫が会社を退職し、店を始める際、社会保険労務士に勧められ、昭和51年1月から夫婦二人で国民年金に加入し、それ以降、国民年金保険料を納付してきた。私は、几帳面な性格で、結婚してから毎月家計簿をつけており、申立期間の3か月分の国民年金保険料だけを納付していないとは考えられない。

家計簿は5年から10年ごとに処分しているので、申立期間当時の家計簿は保管していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫と共に、昭和51年1月17日に国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間(3か月)の前は60か月、後は183か月と長期にわたって国民年金保険料を納付している上、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの期間、58年1月から同年3月までの期間及び同年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和58年10月から59年3月まで

国民年金保険料の納付については、将来の事を考えて、申立期間を含めて、納付書が届いた場合は、郵便局の簡易保険料の支払いに利用していた郵便局で納付していた。きちんと納付していた期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、納付書が届いた場合は、郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人に係る市の収滞納一覧表によれば、すべての申立期間の前後は口座振替による納付となっていることから、申立期間については残高不足のために口座振替できなかったものと考えられる。しかしながら、同市役所によると、残高不足のために口座振替できなかった場合は、当該期間の国民年金保険料について、納付書を郵送するとしている上、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間以外にも、納付書により、さかのぼって国民年金保険料を納付していると考えられる期間が認められることから、申立期間についても、納付書により、さかのぼって国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は合計12か月と比較的短期間である上、すべての申立期間の前後について、住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

年金記録問題が新聞等で大きく取り上げられていたため、平成19年6月22日に社会保険事務所に出向いて私の年金記録を照会したところ、申立期間を含む昭和49年度の国民年金保険料が未納であると回答された。

未納とされた期間のうち昭和49年4月から9月までの6か月間については、領収書を持参していたので、納付済みの記録に訂正されたが、残る申立期間の6か月間については、領収書が無いという理由で記録は訂正されなかった。

申立期間に係る夫の国民年金保険料については納付済みの記録になっているようだが、私と夫は、いつもどちらかが、夫婦二人分の保険料を集金人に渡していたので、私の保険料のみ未納であるということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

市の収滞納一覧表によると、申立期間直後の昭和50年度及び51年度の夫婦の国民年金保険料は同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の主張のとおり、申立人及びその夫のいずれかが、夫婦の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。実際に、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間(6か月)の前は99か月、後は135か月と長期にわたって国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。その上、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活状況に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたものと認め

られる。

さらに、申立期間直前の昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月の未納記録については、申立人が領収書を提示したことにより、平成 19 年 6 月 22 日に納付記録に訂正されていることから、申立期間についても社会保険庁の記録管理に不備があり、納付記録が抜け落ちていた可能性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和47年4月に結婚したときには国民年金には加入していなかったが、妻は既に加入し保険料を納付していたので、妻と話し合い、昭和50年ごろに私も国民年金に加入し、さかのぼって納付した。それ以降は夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来ていた自治会の集金人に妻が納付するようになった。

58歳のときに社会保険庁から送られてきた加入記録を見て私だけ1年間未納とされていることが分かった。結婚して以降、私達は夫婦でそろって保険料を納付していたのに、昭和48年4月から49年3月までの1年間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をすべて行っていたとする申立人の妻は、申立人と結婚する以前から国民年金に加入し、その後の国民年金保険料(456か月)をほぼ納付期限内にすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人の妻は、昭和50年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行った際、申立人と結婚した47年4月までさかのぼって申立人の保険料を納付したとしているところ、市の国民年金被保険者名簿により、同年4月から48年3月までの期間の申立人の保険料を50年3月25日に過年度納付していることが確認でき、さかのぼって保険料を納付したとする申立人及びその妻の主張と一致する上、申立人に係る昭和47年度の保険料を過年度納付した申立人の妻が申立期間に係る48年度の保険料のみを未納としているのは不自然である。

さらに、申立人については、昭和47年度以降、12か月の申立期間を除き、国民年金加入期間(329か月)の保険料はすべて納付済みとなっており、未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月27日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年6月27日まで

私は、昭和34年7月にA社に入社してから38年10月末に退職するまでの間、継続して同社B工場に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び当時の従業員の証言により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和37年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年6月27日に再度、適用事業所となっているため、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、A社は法人事業所である上、申立期間についても10人程度の従業員が継続して勤務していたとする申立人及び当時の従業員の証言から、

同社は、申立期間当時も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年2月から同年10月までを13万4,000円、同年11月から49年1月までを17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月15日から49年2月15日まで

私は昭和47年3月にA社へ入職し、49年2月14日に退職するまで勤務した。当時厚生年金保険事務は事業所に任せており、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていたので信用して確認もしなかった。今般、年金特別便を精査したところ申立期間の欠落に気がついた。当時の給与明細書と厚生年金基金の加入員証を所持しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社における給料明細書及び厚生年金基金の記録並びに元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和49年2月15日に資格喪失している旨の記載が確認できる上、同事業所が保管する労働者名簿においても、申立人が主張する退職日の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者台帳における記録から、昭和48年2月から同年10月までを13万4,000円、同年11月から49年1月までを17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年3月まで

私が昭和44年3月に結婚した際、転居届、婚姻届及び私が婿養子となる手続は家族がしてくれたが、国民年金の加入手続については、自分がA町役場で行った。

結婚後昭和53年までの10年間は店を経営していて申立期間当時は経済的な余裕があったし、収入は家計に入れていたので、私の国民年金保険料についても、妻が町内会で納めていたはずである。私も町内会の集金に回ったことがある。

名前が変わった場合は、保険料納付記録が失われていることがあるとテレビなどで見聞きしていた。私も、結婚して姓が変わったので、記録が失われていると思い、申し立てることにした。

家族の分の保険料は納付済みであるのに、私の保険料に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿によると、昭和54年5月18日に、申立人の国民年金への加入手続を受け付けていることが確認できる。その上、社会保険庁の記録においても、申立人の国民年金手帳記号番号は同年5月31日に払い出されていることが確認できることから、A町の記録どおり、申立人は同年5月18日に国民年金への加入手続をしたものと推認され、その時点では、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を時効により納付することができない。

また、申立人が、その主張のとおり、町内会を通じて申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、昭和44年3月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、そのころに、別の同手帳

記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A町が保管する町内会の国民年金保険料徴収明細書を見ると、申立期間のページに、申立人の妻及び義母の氏名は記載されているものの、申立人の氏名は記載されておらず、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を町内会を通じて納付していたとは認め難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 994 (事案 243 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年4月まで

昭和40年8月ごろ、A市に居住しており、自治会の役員が、国民年金保険料を集金していた。当時は、年齢により納付金額が違う時期であり毎月480円位払っていた。今の年金手帳では、B町に居住してからの加入になっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、及び申立人が主張する国民年金保険料の収納方法が、申立人と同地区に居住していたとする隣人の証言と相違すること、並びに当時の保険料額についての記憶が曖昧であることを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月11日付けで年金記録を訂正する必要は無いと判断したとする通知が行われている。

申立人は、保険料の納付を示す資料として、新たに申立期間当時申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を立て替えて支払ったことがあるとしている申立人の義妹の書簡を提出し、申立期間の国民年金保険料を納付していると主張するが、義妹も申立期間当時に国民年金手帳は無かった旨、当時の収納方法と相違する証言をしており、申立内容及び今回提出された資料によっても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から39年2月まで

私が20歳になったので、両親が私の将来を思い、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたことを後から知りました。そのころ、私はA市のB社で働いていましたが、厚生年金保険に入っていることを両親は知りませんでした。母から将来年金が増えるから楽しみにしておくようにと言われたことが頭から離れません。そんな思いもあって、結婚した昭和43年2月から国民年金に加入しました。両親の思いを無にたくはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和35年12月からC市で就職し、独身寮に居住していたが、住民登録は実家のあるD市のままであったため、申立人の母親が、他の兄弟と同様に国民年金への加入手続を行ったとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、38年5月に申立人の手帳記号番号が払い出されているものの、「誤適用」の押印がなされ、一旦払い出された手帳記号番号が取り消されていることが確認できる。

さらに、上記の誤適用とされた国民年金手帳記号番号、及び申立人自身が国民年金への加入手続を行ったことに伴って払い出されたと考えられる昭和42年12月に払い出された手帳記号番号以外に、37年2月ごろに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっている上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る加入状況及び納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年ごろ、小学校で映画の上映があり、その時に、国民年金制度の説明を受け、A町にある役場で加入手続を行い、その後、毎月、婦人会の集金人に婦人会費と一緒に国民年金保険料を納付していた。当時、近所はB社の職員の奥さんが多く将来の心配は無かったと思うが、私の主人はC社の社員をしていて、将来のためにと、主人より自分の分を先行して保険料を納付するようになった。加入当時の保険料額は50円とか100円だったと思う。当時であれば、毎月、領収印を押してもらった年金手帳があったが、今となっては何の資料も残っていない。

夫については、昭和39年4月から夫婦二人分の保険料を納付することになったが、私は、夫より先行して36年4月から国民年金保険料を滞納することなく納付してきたので、3年の未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和39年11月26日に払い出されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後それぞれ6人(計12人)についても、申立人と同様、すべて同年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したことは無いとしている上、現在、国民年金手帳を所持しておらず、過去に何冊の国民年金手帳があったかも記憶していないなど、昭和36年4月ごろに別の手帳

記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 25 日から 20 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 15 年 4 月から A 社 B 工場において勤務していたところ、当時、日韓併合により日本国として取り扱われていた朝鮮 C 地区に建設中であつた D 社を立ち上げるため、17 年 11 月から現地に渡り勤務した。

その後、昭和 20 年 6 月中旬に現地において徴兵され、実戦すること無く終戦を迎え帰国したが、朝鮮においては、A 社の社員としての身分が保障された上で従事していたにもかかわらず、社会保険庁は、外地における従事者の場合、厚生年金保険法を適用しないとし、私の D 工場における厚生年金保険の記録を無いものとして取り扱っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間の前後に A 社 B 工場に勤務していることが確認できる上、朝鮮(現在は、大韓民国)の「D 工場」の立ち上げのため朝鮮に渡ったとする申立人の主張に不自然さは無く、申立人の所持する当時の写真や具体的な証言からも、申立人が同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁が管理する A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 17 年 2 月 1 日付けで労働者年金保険被保険者資格を取得(17 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は準備期間)しているものの、同年 11 月 25 日付けで同資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険庁によると、厚生年金保険法(昭和 19 年 5 月 31 日以前は、労働者年金保険法)は、「内地」である日本国内に限って適用し、当時、日韓併合により日本として取り扱われていた朝鮮であっても「外地」として取り扱うこととしていたとしている上、「内地」の事業所に在籍した上での出向でない

限り、厚生年金保険法を適用しないこととされていたとしている。

さらに、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、申立人が「D工場」の元同僚として記憶する従業員についても、申立人同様、昭和 17 年 2 月 1 日付けでA社B工場における労働者年金保険被保険者資格を取得しているものの、申立人より約 3 か月早く、同年 8 月 24 日付けで被保険者資格を喪失しており、申立人同様、同社B工場における在籍者として取り扱われてはいなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで
② 昭和 29 年 11 月 26 日から 32 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 26 年 10 月 1 日付けで A 社に見習として採用され、B 支部における 3 か月間の実習を経て C 支部に配属後、32 年 7 月 30 日までの間、継続して同支部において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間①と②の間の 18 か月間の記録しか無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 26 年 10 月 1 日から 32 年 7 月 30 日までの間、A 社において継続して勤務したとしているが、同社によると、当時の人事記録が現存しないため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険に係る届出等の詳細については、確認することができないとしている。

また、元同僚のほとんどが既に亡くなっており供述を得ることができない上、供述が得られた複数の元同僚は「申立人が A 社において勤務していたことについては記憶しているものの、勤務期間についての記憶は定かではない。」と供述しており、申立人の同組合における在籍期間を特定することが困難な状況にある。

さらに、社会保険庁が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、i) 昭和 26 年 6 月ごろから 28 年 6 月ごろまでの被保険者を管理していた同名簿において、申立人は、同年 5 月 1 日付けで被保険者資格を取得した旨の記載が確認でき、ii) 同年 6 月ごろから 30 年 10 月ごろまでの被保険者を管理していた同書換名簿において、申立人は、28 年 5 月 1 日付けで被保険者資格を取得し、29 年 11 月 26 日付けで資格喪失した旨の記載が確認できる。そのほか、申立期間①及び②において、申立人が別途、厚生年金保険の被

保険者資格を取得していたとする記載は確認できない上、これらの名簿の健康保険記号番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 10 日から 60 年 8 月 25 日まで

昭和 52 年 6 月 10 日に入社して 61 年 8 月 25 日まで A 社に在籍していたが、社会保険事務所の記録では、60 年 8 月 26 日資格取得、61 年 8 月 26 日資格喪失となっており、52 年 6 月 10 日から 60 年 8 月 25 日までの厚生年金保険被保険者期間が無いのが納得できない。調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業している上、元事業主も亡くなっており、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、元事業主の妻及び元同僚からは、「申立人は厚生年金保険を掛けていなかったように思う。」旨の供述が得られた。

さらに、社会保険事務所が管理する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 49 年 2 月 1 日から申立人が退職した 61 年 8 月 25 日までの間に被保険者資格を取得した者が 29 人おり、申立人は 60 年 8 月 26 日に「28 番」で資格取得していることが確認され、「1 番」からの整理番号には欠番が無く、同名簿の記録に欠落をうかがわせるなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給料明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 35 年 11 月まで

私は、昭和 33 年 6 月から 35 年 11 月までの間、A社に勤務し、会社回りを担当していたが、社会保険庁の記録によると、この期間すべての厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地、当時の役員や従業員の氏名及び担当業務内容について詳細に記憶していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が管理するA社に係る最初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和 28 年 2 月 1 日の新規適用時の資格取得者から 36 年 1 月 1 日付けの資格取得者までを管理）を見ると、申立人の氏名の記載は確認できない上、申立人が記憶する 10 歳程度年長の先輩従業員の氏名の記載についても確認することができない。また、当該名簿の健康保険記号番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立期間当時の役員及び経理担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険に係る届出及び保険料の納付状況についての証言を得ることができない上、元同僚から聴取しても、当時の申立人の勤務状況等についてうかがうことはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 15 日から 51 年 2 月 20 日まで

雇用保険の記録から確認できるように、申立期間は、A社に勤務していた。病院に通院していた当時2歳の長女を、働いていた妻の被扶養者として届け出なかったため、私が社会保険に加入していたはずである。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の証言及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の元事業主は、「A社は私の経営する個人事業所で、申立期間当時の従業員は、弟と申立人を含めて全部で4人であった。厚生年金保険には加入していなかった。」としている上、同社における元事務担当者（元事業主の弟）は、「労働者災害補償保険と雇用保険はセットであったので加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。加入していないのに、給料から厚生年金保険料を引くはずはない。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 5 日から 30 年 2 月 28 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に中学を卒業し、同年 4 月 5 日から A 市にある B 社の社長の家に住み込みで働き始め、32 年 9 月 25 日まで継続して働いていたと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 4 月 5 日から B 社の社長宅に住み込みで働き始めたとしており、当時の社長、社長の家族及び従業員の氏名を記憶している上、申立期間当時の業務内容についても詳細に記憶していることから、申立人が申立期間当時、同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B 社は、昭和 30 年 3 月 1 日付けで、B 社 C 営業所として初めて厚生年金保険の適用事業所となったとされており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、社会保険事務所が管理する B 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社の新規適用日と同日の昭和 30 年 3 月 1 日付けで、当時の社長及び申立人を含む 24 人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、申立人が B 社において同資格を取得していたとは考え難い。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか不明であるとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。